

## 康友会振興助成規則

### (制定の根拠)

第1条 福島医療専門学校同窓会（康友会）会則第4条第1項の規定に基づき本規則を制定する。

### (制定の目的)

第2条 本規則は、康友会会則第4条の目的を達成するため、康友会会員が行う、クラス会・同期会等康友会会員相互の交流活動を助成する事により、康友会の振興に寄与する事を目的とする。

### (振興助成の内容)

第3条 康友会は、第2条の目的を達成するため、第2条に規定する康友会会員の活動に際して、5名以上の参加で同一年度内一人につき一回限り1,000円を助成する。

### (助成の手続き)

第4条 助成を受けようとする団体は、康友会に対して以下の書類等を提出してその審査を受けなければならない。

1. 事前申請書
2. 参加者名簿
3. 参加者全員の写った写真
4. 報告書

### (審査)

第5条 康友会は、第4条の書類等を公正に審査して、助成を実施する。

- ② 第1項の審査は、会計から稟議を回し事務局長、幹事長、副会長、会長の承認を得なければならない。
- ③ 康友会は、審査結果について、幹事に通知しなければならない。

### (助成金の交付)

第6条 康友会は、第5条の審査を経て、助成を実施すると決定したクラス会・同期会等に対して助成金を交付する。助成金の交付は、原則として康友会が、第3条に規定する助成対象費用について、助成金受取希望方法に沿って費用の請求者たる康友会会員に支払う。

(助成金の返還)

第7条 康友会は必要に応じて助成金の使途について調査し、不適切な事態があればクラス会・同期会幹事に対して助成金の返還を求めることができる。

- ② 幹事は、康友会より第1項の要求があれば、直ちに助成金の返還に応じなければならない。

(康友会総会への報告)

第8条 この規則に基づく助成の実績は、翌年度の康友会総会に報告するものとする。

(実施細則の制定)

第9条 この規則に基づく助成の実施に必要な細則は、本部役員会がこれを作成し会長の承認を得なければならない。

付則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年6月13日から施行する。